

Korean Commercial Arbitration Board



**Korean Commercial
Arbitration Board**

대한상사중재원

国際仲裁規則

本部

ソウル市 江南区 永東大路511, 43階 (三成洞, トレードタワー)

TEL: 82-2-551-2000, FAX: 82-2-551-2020

釜山支部

釜山広域市 東区 中央大路 176, 906号 (草梁洞, 大韓通運ビル)

TEL: 82-51-441-7032, FAX: 82-51-441-7039

www.kcab.or.kr



**Korean Commercial
Arbitration Board**

대한상사중재원

標準仲裁条項

将来の紛争

本契約から発生するあらゆる紛争は、大韓商事仲裁院において、同仲裁院国際仲裁規則に従い、仲裁により、解決する。

仲裁人の数 [1又は3]

仲裁地 [ソウル又は大韓民国]

仲裁に用いられる言語 [当該言語]

現在の紛争

下記署名した当事者らは、次の紛争を、大韓商事仲裁院国際仲裁規則に従い、仲裁により、最終的に解決することを、本書面により、合意する。(紛争についての簡略的な説明)

仲裁人の数 [1又は3]

仲裁地 [ソウル又は大韓民国]

仲裁に用いられる言語 [当該言語]

Contents

第1章 総則	第1条	規則及び機関	01
	第2条	定義	01
	第3条	適用範囲	02
	第4条	通知・書面提出	02
	第5条	期限	03
	第6条	一般規則	03
	第7条	代理	03
第2章 仲裁開始	第8条	仲裁申立て	04
	第9条	申立てに対する答弁及び反対申立て	05
第3章 仲裁廷	第10条	一般規定	07
	第11条	仲裁人の数	07
	第12条	仲裁人の選定	07
	第13条	仲裁人の確認	09
	第14条	仲裁人の忌避	09
	第15条	仲裁人の交替及び解任	10
第4章 仲裁手続	第16条	手続の進行	11
	第17条	手続に関する規則	11
	第18条	手続の日程表	12
	第19条	追加書面	12
	第20条	申立て、答弁及び反対申立ての変更	12
	第21条	当事者の追加	13
	第22条	複数契約による単一の仲裁申立て	13
	第23条	請求の併合	14
	第24条	仲裁地	14
	第25条	仲裁廷の管轄権に対する異議申立て	14
	第26条	証拠	15
	第27条	専門家	15
	第28条	仲裁言語	16
	第29条	準拠法	16
	第30条	審理	16
	第31条	審理の終結	17
	第32条	保全及び暫定的処分	17
第33条	義務の懈怠	18	
第34条	仲裁申立ての取り下げ	18	
第5章 仲裁判断	第35条	意思決定	19
	第36条	判断の形式及び効力	19
第5章 仲裁判断	第37条	暫定仲裁判断、 中間仲裁判断及び一部仲裁判断	20
	第38条	終局判断の期限	20
	第39条	和解仲裁判断	20
	第40条	仲裁判断の通知及び寄託	21
	第41条	仲裁判断の訂正及び解釈	21
	第42条	追加仲裁判断	21
第6章 簡易手続	第43条	適用範囲	22
	第44条	反対申立ての期限及び申立・ 反対申立金額の増額	22
	第45条	仲裁人の選定	22
	第46条	口頭審理手続	22
	第47条	書面審理	23
	第48条	仲裁判断	23
第49条	準用	23	
第7章 費用	第50条	仲裁費用の納付義務	24
	第51条	仲裁費用の予納	24
	第52条	仲裁費用の負担	25
	第53条	当事者が負担した費用	25
第8章 その他	第54条	期限の変更	25
	第55条	放棄	26
	第56条	免責	26
	第57条	秘密保持	26
附 則			27
別紙1. 申立料金・管理 料金に関する規程	第1条	申立料金	28
	第2条	管理料金	28
	第3条	緊急仲裁人手続の管理料金	29
別紙2. 仲裁人の報酬及 び経費に関する 規程	第1条	仲裁人の報酬	30
	第2条	仲裁人の経費	30
	第3条	緊急仲裁人の報酬	31
別紙3. 緊急仲裁人によ る緊急処分	第1条	緊急処分の申立て	31
	第2条	緊急仲裁人の選定	32
	第3条	緊急仲裁人の権限	33
	第4条	仲裁廷による承認、変更、停止及び取消	34
	第5条	準用規定	34

第1章 総則

第1条 規則及び機関

- ① 本規則は、社団法人大韓商事仲裁院（以下、「仲裁院」という。）国際仲裁規則といい、以下、これを「本規則」と略称する。
- ② 本規則に従い事務局が処理すべき仲裁手続に関する事務は、仲裁院が事務局の職員の中から指名した仲裁書記がこれを行う。
- ③ 仲裁院は、自ら選定した委員により構成された国際仲裁委員会（以下、「委員会」という。）を設置しなければならない。仲裁院は、本規則第12条、第13条による意思決定を行う場合において必要と判断したとき及び第14条、第15条による意思決定を行う場合においては、適切に、委員会に諮問し、その答申を受けなければならない。

第2条 定義

本規則において使用される用語の定義は、次の通りとする。

1. 「仲裁廷」には、1人の仲裁人により構成される仲裁廷又は複数の仲裁人により構成される仲裁廷が、いずれも含まれる。
2. 「申立人」には、1人又は複数の申立人が、いずれも含まれ、「被申立人」には、1人又は複数の被申立人が、いずれも含まれる。
3. 「国際仲裁」とは、次の各目のいずれか一つに該当する仲裁のことをいう。
 - ア. 仲裁合意をした当時、当事者らのうち1人以上が、韓国以外の地に営業所を置いている場合
 - イ. 仲裁合意により定めた仲裁地が韓国でない場合
4. 「営業所」とは、次の各目のいずれか一つをいう。
 - ア. 一つ以上の営業所を有する当事者の場合は、主な営業所
 - イ. 営業所を有しない当事者の場合は、常居所

第3条 適用範囲

- ① 本規則は、次の各号のいずれかの場合に適用する。この場合においては、本規則は、仲裁合意の一部を構成する。ただし、当事者らが書面により修正した事項については、それに従う。
 1. 当事者らが本規則によって仲裁を行う旨を書面により合意した場合
 2. 当事者らが紛争を仲裁院の仲裁によって解決する旨を書面で合意した場合であって、当該仲裁が国際仲裁であるとき
- ② 本規則が当該仲裁に適用される強行法規に反する場合には、当該強行法規が優先する。

第4条 通知・書面提出

- ① 当事者が提出する証拠書類を含む全ての書面及び交信又は事務局及び仲裁廷からの全ての通知及び交信は、本規則において別段の定めのある場合又は事務局若しくは仲裁廷の別段の指針がある場合を除いては、次の各号のいずれかの方法により行う。
 1. 各当事者、各仲裁人及び事務局に各1通ずつ提供するに足りる数の写しの提出、又は
 2. 電子メール、ファックス等を含む送信記録が残る電磁的手段
- ② 第1項第1号に基づく当事者に対する全ての通知及び書面による交信は、当事者が指定した住所、又は、かかる指定がない場合には、最後に知られた当事者若しくは代理人の住所に宛てて行わなければならない。かかる通知又は交信は、受領証の発行を受ける交付送達、書留郵便、宅配その他発送の事実を証明しうる手段による。
- ③ 第1項第2号による電磁的手段による全ての通知及び書面による交信は、受領人が指定し又は同意する連絡先に宛てて行わなければならない。
- ④ 通知又は交信は、当事者若しくはその代理人がこれを受領した日、又は、第2項に基づき最後に知られた住所に対して行われた場合は、当事者若しくはその代理人に通常到達すべきであった日に到達したものとみなす。

- ⑤ 仲裁廷が構成される時までは、当事者相互間及び各当事者と仲裁人との間の全ての交信は、事務局を経由する。書面交信の場合、事務局は、その余の各当事者及び各仲裁人に対し、その写しを送付する。仲裁廷が構成された時以降は、仲裁廷が別段の指示をしない限り、口頭又は書面のいずれであるかを問わず、全ての交信は、当事者相互間及び各当事者と仲裁廷との間で直接行われる。書面交信の場合は、その写しを同時に事務局に送付する。
- ⑥ 事務局が仲裁廷に代わって一方の当事者に書面交信を送る場合は、その余の当事者ら全員に対しても、写しを送付する。

第5条 期限

- ① 期限の起算点を定めるにおいて、通知又はその他の交信は、本規則第4条に基づき送達された日に、受領されたものとみなす。
- ② 期限の遵守を判断するにおいて、通知又はその他の交信が本規則第4条に基づき期限満了日又はその前に発送された場合、その通知又は交信は、期限を遵守したものとみなす。
- ③ 本規則に基づき期間を算定するにおいては、第4条に基づく通知又はその他の交信が到達した日の翌日から起算する。かかる期間の末日が受領人の住所地又は営業地において公休日又は休務日に該当する場合、期間は、その後の最初の営業日に満了する。期間中の公休日又は休務日は、期間に算入される。

第6条 一般規則

事務局及び仲裁廷は、本規則の精神に則り処理しなければならない。仲裁判断が法律上執行できるようあらゆる努力を尽くさなければならない。

第7条 代理

本規則に基づく手続において、当事者は、自らが選定する者をして、自らを代理させることができる。この場合、仲裁廷が求めるところに従い、その代理権を証明しなければならない。

第8条 仲裁申立て

- ① 本規則に基づき仲裁を申し立てようとする当事者は、事務局に仲裁申立書（以下「申立書」という。）を提出しなければならない。事務局は、申立人及び被申立人に対し、申立書の受付の事実及び受付日付を、通知しなければならない。
- ② 仲裁手続の開始日は、いかなる場合においても、申立書が事務局に受理された日付とする。
- ③ 申立書には次の事項が記載又は添付されなければならない。
 1. 申立人の氏名、住所、国家番号及び地域番号を含む電話番号及びファクス番号、電子メールアドレス
 2. 申立人についての記載 — 申立人が会社である場合は、その設立地及び会社の形態、個人である場合は、国籍及び主な居住地又は勤務地
 3. 仲裁の相手方（被申立人）の氏名、住所、国家番号及び地域番号を含む電話番号及びファクス番号、電子メールアドレス
 4. 請求の原因となった紛争の性質及び状況に関する記述
 5. 仲裁申立ての趣旨（可能な範囲内において予想申立金額の表示）
 6. 仲裁地、仲裁言語、準拠法、仲裁人の数、仲裁人の資格及び氏名その他の仲裁手続に関して当事者が予め書面により合意した事項又は申立人が提案しようとする事項に関する記述
 7. 仲裁合意において当事者による仲裁人の指名を要する場合、申立人が指名する仲裁人の氏名、住所、国家番号及び地域番号を含む電話番号及びファクス番号、電子メールアドレス
 8. 申立人が援用した書面の仲裁条項、別途の書面による仲裁合意その他の関連契約書

9. 代理人の氏名、住所、国家番号及び地域番号を含む電話番号及びファックス番号、電子メールアドレス

- ④ 申立人は、申立書とともに、本規則第4条第1項第1号により求められる数の写しを提出しなければならないが、提出日当時に施行されている別紙1（申立料金及び管理料金に関する規程）による申立料金を納付しなければならない。
- ⑤ 申立人が第4項に定める要件を遵守することができない場合、事務局は、申立人の要件遵守のための期限を定めることができ、申立人がその期限までに要件を遵守できないときは、申立てを却下することができる。この場合、申立人は、その後別途の申立書を提出することにより、同一の申立てを行うことができる。
- ⑥ 事務局は、十分な数の申立書の写しが提出され、必要な予納が行われた場合、被申立人が答弁書を提出することができるよう、被申立人に対し、申立書及び添付書類の写しを送付しなければならない。

第9条 申立てに対する答弁及び反対申立て

- ① 被申立人は、事務局から申立書を受領した日から30日以内に、次の各号の事項が記載された答弁書を提出しなければならない。
1. 被申立人の氏名、住所、国家番号及び地域番号を含む電話番号及びファックス番号、電子メールアドレス
 2. 被申立人についての記載 一被申立人が会社である場合は、その設立地及び会社の形態、個人である場合は、国籍及び主な居住地又は勤務地
 3. 申立人が申立書に記載した請求の全部又は一部に対する認否及び申立書に記載された申立ての趣旨に対する答弁
 4. 申立人の提案並びに本規則第11条及び第12条に基づく仲裁人の数及び選定に関する意見、必要な場合には仲裁人の選定
 5. 仲裁地、準拠法及び仲裁言語に関する意見
 6. 仲裁合意において当事者による仲裁人の選定を要する場合、被申立人が選定する仲裁人の氏名、住所、国

家番号及び地域番号を含む電話番号及びファックス番号、電子メールアドレス

7. 代理人の氏名、住所、国家番号及び地域番号を含む電話番号及びファックス番号、電子メールアドレス
- ② 被申立人が、仲裁人の数及び仲裁人の選定に関する意見又は本規則第11条、第12条に基づく仲裁人の選定などの内容を含む期限延長申立書を提出した場合に限り、事務局は、答弁書の提出期限を延長することができる。被申立人が上記事項の期限延長申立書を提出しない場合、答弁書の提出期限は、延長されない。
- ③ 答弁書は、本規則第4条に定める数の写しを事務局に提出しなければならない。
- ④ 被申立人の反対申立ては、次の各号の事項を記載し、答弁書とともに提出しなければならない。この場合、反対申立ての原因は、申立人と被申立人との間の仲裁合意を基礎とするものでなければならない。
1. 反対申立ての原因となった紛争の性質及び状況に対する記述
 2. 反対申立ての趣旨（可能な範囲内において反対請求金額を含む。）
- ⑤ 第4項の定めにかかわらず、仲裁廷が状況を考慮してその遅延が正当であると判断した場合、被申立人の反対申立ては、その後の仲裁手続において提出することができる。
- ⑥ 答弁の趣旨及び理由が反対申立ての内容を含んでいると判断される場合、仲裁廷は、被申立人に対し、その部分につき、第4項に定める反対申立てを行うか否かにつき明らかにすることを求めることができる。
- ⑦ 答弁書の提出を怠った場合にも、被申立人は、仲裁手続において、請求を否認し又は反対申立てを提起することができる。しかし、仲裁合意において当事者による仲裁人の指名を求めている場合において、被申立人が、答弁書を提出せず、又は、期限までに仲裁人を指名することができず若しくは指名しないときは、当該当事者の指名権は、終局的に放棄されたものとみなす。

第3章 仲裁廷

第10条 一般規定

- ① 本規則に基づく仲裁人らは、常に公正性及び独立性を維持しなければならない。
- ② 仲裁人の選定又は指名を受諾する者は、事務局が定める様式の受諾書及び公正性・独立性に関する陳述書に署名し、事務局に提出しなければならない。この場合、仲裁人の選定又は指名を受諾する者は、自らの公正性・独立性に関して正当な疑いを惹起しうる事由を事務局に告知しなければならない。仲裁手続の進行中であっても、かかる疑いを惹起しうる新たな事由が発生したときは、仲裁人は、直ちに、当事者及び事務局に対し、書面により、これを告知しなければならない。
- ③ 事務局は、受諾書及び公正性・独立性に関する陳述書の提出を受けたときは、直ちに、各当事者に対し、これを送達しなければならない。
- ④ 仲裁人の選定、交替、解任に関する全ての事項に対する事務局の決定は、終局的なものであり、不服を申し立てることができない。

第11条 仲裁人の数

本規則に基づく仲裁事件は、原則として、単独の仲裁人が、これを審理する。ただし、当事者らが、3人の仲裁人による審理に合意し、又は、事務局が、当事者の意思、紛争金額、紛争の複雑性その他の諸般の要素を考慮して3人の仲裁人による審理が適切であると判断した場合には、3人の仲裁人により審理を行うことを決定することができる。

第12条 仲裁人の選定

- ① 紛争が単独仲裁人に付された場合、当事者らは、被申立人が仲裁申立書を受領した日、又は、本規則第11条により事務局が単独仲裁人によることを決定した場合には、

その通知を受けた日から、30日以内に、合意により単独仲裁人を指名しなければならない。ただし、当事者らが、上記のとおり定められた期間又は事務局が延長を認めた期間内に、合同して単独仲裁人を指名することができない場合には、事務局が、単独仲裁人を選定する。

- ② 当事者らが3人の仲裁人により紛争を解決することを合意した場合には、申立人は、仲裁申立書において又は事務局が認めた延長期間内に、1人の仲裁人を指名し、被申立人は、答弁書において又は事務局が認めた延長期間内に、1人の仲裁人を指名する。本規則第11条に基づき、事務局が、3人の仲裁人によることを決定した場合には、当事者らは、事務局からその通知を受けた日から30日以内に又は事務局が認めた延長期間内に、各1人の仲裁人を指名する。ただし、一方の当事者が上記期限までに仲裁人を指名できなかった場合は、事務局が、これを選定する。両当事者により仲裁人2人が選定されたときは、2人の仲裁人が合意して、議長となる第三仲裁人を指名する。2人の仲裁人が、第2の仲裁人が選定された日から30日以内に、議長となる第三仲裁人を指名することができないときは、事務局がこれを選定する。
- ③ 仲裁廷が3人の仲裁人により構成される場合において、申立人又は被申立人が複数であるときは、複数の申立人ら又は複数の被申立人らが、共同して、本規則第2項に基づき仲裁人をそれぞれ指名する。かかる指名が行われず、仲裁廷の構成方法につき当事者らの合意に至らなかった場合には、事務局が、仲裁廷を構成する仲裁人全員を選定し、その中から1人を議長に指定する。
- ④ 仲裁人の選定において、事務局は、選定されるべき仲裁人の経験、日程、国籍及び居住地を考慮しなければならない。当事者の一方が求めたときは、事務局は、特別な事情がない限り、各当事者らと国籍が異なる者を、単独仲裁人又は仲裁廷の議長として選定しなければならない。かかる要請は、事務局が選定権を行使することができる期間が開始した日から3日以内に行わなければならない。要請があった場合、事務局は、相手方当事者に対し、意見陳述の機会を与えなければならない。
- ⑤ 事務局が、第22条に基づき、複数契約において発生し

た請求らを一つの申立書により提出することを認めた場合、当事者らは、各請求が同一の仲裁合意による場合とみなし、第1項、第2項及び第3項に基づき、仲裁人を指名しなければならない。

- ⑥ 本規則に基づき仲裁人全員が選定された場合、事務局は、遅滞なく、全ての当事者ら及び仲裁人に対し、書面により、仲裁人全員の氏名、住所及び職業を通知しなければならない。

第13条 仲裁人の確認

- ① 当事者らが仲裁人を指名する場合又は仲裁人らが第三の仲裁人を指名する場合、仲裁人選定の効力は、事務局がその指名を確認することにより生ずる。当事者が仲裁人を選定する権限を有する旨を合意した場合においても、かかる合意は、本規則に基づき仲裁人を指名することとする旨の合意とみなす。
- ② 事務局が仲裁人の指名を確認したときは、事務局は、遅滞なく、その事実を当事者及び仲裁人らに通知しなければならない。
- ③ 事務局は、仲裁人の指名が明らかに不相当であると認める場合、当事者及び仲裁人らに意見を提出する機会を与えた後、確認を拒否することができる。
- ④ 事務局が仲裁人指名に対する確認を拒否した場合、当該仲裁人を指名した当事者又は仲裁人らは、事務局が定めた期間内に新たな仲裁人を指名しなければならない。

第14条 仲裁人の忌避

- ① 仲裁人の公正性及び独立性を疑うに足りる正当な事由がある場合、当事者は仲裁人に対し、忌避を申し立てることができる。ただし、その仲裁人の指名に関与した当事者は、指名後に知った事由を根拠としてのみ忌避を申し立てることができる。
- ② 仲裁人の公正性及び独立性の欠如その他の事由による仲裁人に対する忌避の申立ては、その忌避の原因となった事由及び事実を記述した書面を事務局に提出することに

より行われる。この場合、事務局は、当該事件の各仲裁人及び各当事者に対し、この書面の写しを送付しなければならない。

- ③ 忌避の申立てが有効であるためには、一方の当事者が、次の各号のいずれかに該当する日から15日以内に、忌避の申立てを行わなければならない。
 - 1. 当事者が仲裁人を指名した場合は、それに対する確認通知を受けた日又は事務局が仲裁人を選定した場合は仲裁人選定通知を受けた日
 - 2. 忌避申立ての当事者が忌避の原因となった事由及び事実を知った日
- ④ 忌避の対象となった仲裁人、相手方当事者及び仲裁廷の他の構成員らは、忌避の申立てを受領した日から15日以内に、忌避に対して書面で意見を示すことができる。この場合、忌避に対する意見を示した者は、かかる意見を、事務局、各当事者及び各仲裁人に通知しなければならない。
- ⑤ 一方の当事者が仲裁人に対する忌避申立てをした場合、相手方当事者は、忌避に同意することができ、かかる同意がなされたときは、仲裁人は、辞任しなければならない。かかる同意がないときであっても、忌避の対象となった仲裁人は、自ら辞任することができる。ただし、これらの場合における辞任は、忌避理由の妥当性を認めることを意味するものでない。相手方当事者が忌避申立てに同意せず又は忌避の対象となった仲裁人が辞任しない場合、事務局は、忌避申立てにつき、決定を行わなければならない。

第15条 仲裁人の交替及び解任

- ① 仲裁人は、死亡、事務局による仲裁人の辞任の受理、事務局による忌避決定又は仲裁の全ての当事者が求める場合に、交替されなければならない。
- ② 事務局は、仲裁人が自己の任務を遂行せず若しくは任務の遂行を不当に遅延させた場合又は法律上若しくは事実上自己の任務を遂行することができなくなった場合、当該仲裁人を解任することができる。
- ③ 仲裁手続の進行中に仲裁人が交替された場合、新たな仲

裁人は、交替された仲裁人の選定に適用された本規則第12条及び第13条に定める方法により選定する。

- ④ 仲裁人が交替される場合、仲裁廷は、当事者らと協議し、仲裁廷が再構成される前の手続を繰り返す行いか否か及びその範囲につき、決定する。
- ⑤ 審理が終結した後は、事務局は、死亡、辞任又は解任された仲裁人を交替せずに、他の仲裁人らをして仲裁を完了させることを決定することができる。事務局は、かかる決定を行うにおいて、他の仲裁人及び当事者らと協議しなければならないが、かかる決定に必要とされるその他の事項を考慮することができる。

第4章 仲裁手続

第16条 手続の進行

- ① 仲裁廷は、規則及び当事者間の合意の範囲内において、当事者らを同等に待遇し、当事者らに意見を表明する権利を与え、事案に関して陳述する公平な権利を与える限り、本規則に従い適切であると考えられる方式により、仲裁を進行することができる。
- ② 仲裁廷は、手続を分離し、又は、当事者らに対し、事件の全部又は一部の解決に関連する争点についてのみ議論することを指示することができる。
- ③ 仲裁廷は、適切な手続の段階において、証人尋問又は当事者らの主張陳述のための審理を開催しなければならない。ただし、当事者間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

第17条 手続に関する規則

仲裁廷は、本規則に従い手続を進めなければならないが、本規則

に定めのない場合には、当事者らの合意に従い、当事者間の合意もない場合には、仲裁廷の定めるところによる。

第18条 手続の日程表

- ① 仲裁廷は、仲裁手続を協議するため、当事者らと予備手続会議を開催することができる。
- ② 仲裁廷は、仲裁廷の構成後、遅滞なく、予備手続会議又は他の方法により、当事者らと協議し、手続進行のための暫定的な日程表を、書面により作成しなければならないが、これを事務局及び当事者らに通知しなければならない。仲裁廷は、当事者らと協議し、いつでも、上記の日程表上に定められた期限を変更することができる。

第19条 追加書面

- ① 仲裁廷は、当事者らが仲裁申立書及び答弁書（反対申立書）に対する追加書面を提出することを、裁量により、許可し又は要求することができ、かかる場合、当該書面の提出のための期間を定めなければならない。
- ② 追加書面の提出のために仲裁廷が求める期間は、45日を超えることができない。
- ③ 第1項の定めにより追加書面を提出する当事者は、その当事者が主張の根拠としている書類であって従前提出されなかった主要文書の写し（特に量が多い場合には、その目録）に関する見本及び書証を添付して、相手方当事者及び仲裁廷に提出しなければならない。

第20条 申立て、答弁及び反対申立ての変更

当事者は、仲裁廷が手続の遅延、相手方当事者の権利侵害又はその他の事由を理由として修正又は補完が適切でないと判断する場合を除いては、仲裁手続の進行中に申立て、反対申立て又は答弁を変更又は補完し、これを相手方当事者及び事務局に通知することができる。ただし、その変更又は補完が仲裁合意の範囲を超える場合は、この限りでない。

第21条 当事者の追加

- ① 仲裁廷は、次の各号の要件のうちいずれか一つに該当する場合、当事者の申立てにより、第三者を仲裁手続に当事者として追加することができる。このようにして当事者として追加される第三者を「追加当事者」という。
 1. 当事者全員及び追加当事者の全てが、書面により、追加当事者の仲裁手続への参加に同意した場合、又は
 2. 追加当事者が、従前の当事者らと同一の仲裁合意の当事者である場合であって、追加当事者が仲裁手続への参加を書面により同意したとき
- ② 仲裁廷の決定により当事者が追加された場合であっても、仲裁廷の構成には影響を及ぼさない。
- ③ 第1項に該当する場合であっても、仲裁手続を遅延させると認められるなど相当の理由があるときは、仲裁廷は、当事者の追加を不許とすることができる。
- ④ 当事者を追加するための申立書及び追加当事者に対する請求に関しては、第8条を、それに対する答弁及び反対申立てには、第9条を、それぞれ準用する。
- ⑤ 本規定は、本規則施行日以降の仲裁合意による仲裁にのみ適用される。

第22条 複数契約による単一の仲裁申立て

事務局は、一応、全ての契約に、本規則による仲裁合意が存在し、仲裁合意の同一性が認められ、多数の請求が同一の取引又は継続的な取引から発生するものと判断した場合、多数の契約から発生する請求につき、一つの申立書を提出することを認めることができる。事務局が、各請求が別個の手続により扱われるべきであると判断した場合、当事者らは、別途、仲裁申立書を提出しなければならない。ただし、このことは、その後第23条による請求の併合を申し立てる権利に影響を及ぼさない。

第23条 請求の併合

- ① 仲裁廷は、一方の当事者が要請した場合、本規則による同一の当事者間の仲裁であれば、進行中である他の事件の請求を併合することができる。ただし、他の仲裁手続において、仲裁廷のうち一人でも選定されている場合は、この限りでない。
- ② 仲裁廷は、第1項による併合の可否を決定するにおいては、必ず当事者らに意見を陳述する合理的な機会を与えなければならない。仲裁合意、紛争の性質その他の関連状況を考慮しなければならない。

第24条 仲裁地

- ① 当事者間に別段の合意がない限り、仲裁地は、大韓民国ソウルとする。ただし、仲裁廷が当該事案のあらゆる事情を考慮して他の場所がより相応しいと決定した場合には例外とする。
- ② 仲裁廷は、審理その他の会議を、当事者らとの協議の上で、適切であると判断するいかなる場所においても開催することができる。
- ③ 仲裁廷の合議は、自ら適切であると判断するいかなる場所においても行うことができる。

第25条 仲裁廷の管轄権に対する異議申立て

- ① 仲裁廷は、仲裁条項又は別途の仲裁合意の存否及び有効性に関する異議を含めて、仲裁廷の管轄権に対する異議申立てにつき判断する権限を有する。
- ② 仲裁廷は、仲裁条項を含む契約の存否又は有効性を決定する権限を有する。仲裁条項は、契約の他の部分とは独立した合意として扱う。仲裁廷において当該契約が無効であると決定したとしても、仲裁条項も無効となるものではない。
- ③ 仲裁廷の管轄権に対する異議申立ては、本規則第9条に従い申立書に対する答弁書を提出する時までには、反対申

立ての場合は反対申立てに対する答弁書を提出する時点で提起しなければならない。

- ④ 一般的に、仲裁廷は、管轄権に対する異議申立てを先決問題として判断しなければならないものの、仲裁手続を進めた後、最終判定において判断することもできる。

第26条 証拠

- ① 当事者間に別段の書面による合意がない限り、仲裁廷は、手続進行中いつでも、当事者らに対し、次の各号の事項を命ずることができる。
 1. 文書、書証又は必要若しくは適切と思われるその他証拠の提出
 2. 当事者らの支配下にあつて仲裁の対象と関連のある財産、場所その他物に対する仲裁廷、他の当事者又は専門家による調査の受容
- ② 仲裁廷は、当事者が自らの申立て、反対申立て、答弁を裏付けるために提出しようとする書類その他の証拠の要約を、仲裁廷及び相手方当事者に送付することを要求することができる。
- ③ 各当事者は、申立て、反対申立て、抗弁を裏付ける事実につき、立証責任を負う。
- ④ 仲裁廷は、証拠の証拠能力、関連性及び証明力につき判断する権限を有する。

第27条 専門家

- ① 仲裁廷は、1人又は数人の専門家を選定し、仲裁廷が決定して当事者らに通知すべき特定の争点につき報告させることができる。この場合、専門家に委任する事項は、仲裁廷が定め、当事者らにその写しを伝達しなければならない。
- ② 仲裁廷は、専門家に関連情報を提供し、又は、関連書類、動産若しくはその他の財産を専門家が調べることができるよう、当事者に命ずることができる。
- ③ 仲裁廷は、専門家の報告書を受領した後、その写しを全

ての当事者に送付し、当事者らが報告書につき意見を表明する機会を与えなければならない。当事者は、専門家がその報告書を作成するに当たり根拠とした全ての書類を検査することができる。

第28条 仲裁言語

- ① 当事者間に合意がない場合、仲裁廷は、契約言語をはじめとするあらゆる関連状況を適切に考慮して、仲裁言語を決定する。
- ② 当事者は、事務局又は仲裁廷の求めがあるときは、事務局又は仲裁廷に提出する書面、書証又はその他の文書の翻訳文を提出しなければならない。

第29条 準拠法

- ① 当事者は、紛争の本案に仲裁廷が適用する実体法及び法原則につき、自由に合意することができる。かかる合意がない場合、仲裁廷は、適切であると判断する実体法又は法原則を適用する。
- ② 全ての事案において、仲裁廷は、契約条項及び関連取引慣行を考慮しなければならない。
- ③ 仲裁廷は、当事者らが合意して明示的に権限を与えた場合に限り、友誼的仲裁人としての権限を有し、衡平及び善により判断することができる。

第30条 審理

- ① 審理を開催する場合には、仲裁廷は、適切な通知をすることにより、仲裁廷が定めた日時及び場所に当事者らが出席するようにしなければならない。
- ② 仲裁廷は、審理を全的に管掌し、全ての当事者は、審理に出席することができる。仲裁廷及び当事者の承認がなければ、当該仲裁手続に無関係な者は、審理に出席することができない。
- ③ 当事者は、本人が直接又は適法に授権された代理人を通

じて出席することができ、当事者は、助言を受けることができる。

- ④ 審理は、当事者間に別段の合意があり又は法に別段の定めがある場合を除いては、非公開とする。仲裁廷は、証人による証言が行われる間、他の証人の退廷を求めることができる。仲裁廷は、証人の尋問方法を決定することができる。
- ⑤ 事務局は、仲裁廷又は一方の当事者の要請により、録音又は通訳、速記録の作成、審理のためのスペースその他仲裁手続の進行に必要な事項を、当事者の経費負担により提供することができる。

第 31 条 審理の終結

- ① 仲裁廷は、当事者らが自己の主張を陳述する適切な機会を与えられたと判断した場合、審理の終結を宣言しなければならない。審理の終結後は、仲裁廷が要請し又は許容する場合を除いては、追加書面又は主張、証拠を提出することができない。
- ② 仲裁廷は、判定前にはいつでも、裁量により、職権又は当事者の申立てにより、審理を再開することができる。

第 32 条 保全及び暫定的処分

- ① 当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷は、関連書類を受領したときは、直ちに、一方の当事者の申立てにより、適切であると思われる次の各号の保全及び暫定的措置を命ずることができる。仲裁廷は、適切な担保の提供を条件として、かかる措置を命ずることができる。かかる措置は、仲裁廷が適切であると考えているに従い、理由を記載した命令又は判定などの形式により行われる。
 1. 本案に対する仲裁判断時までの現状の維持又は復元
 2. 仲裁手続自体に及ぶべき現存する若しくは緊迫した危険若しくは影響を防止する措置又はかかる危険若しくは影響を与えるおそれのある措置の禁止
 3. 仲裁判断の執行対象となる資産に対する保全方法の提供
 4. 紛争の解決に関連性を有し、かつ重要である証拠の保全

② 仲裁廷は、適切な担保の提供を条件として、第 1 項の措置を命ずることができる。かかる措置は仲裁廷が適切であると考えているところによって理由を記載した命令又は判断などの形式により行う。

③ 仲裁廷が関連書類を受領する前に、また適切な状況においてはその後も、当事者は、管轄裁判所に臨時措置又は保全措置を申し立てることができる。一方の当事者が裁判所にかかる措置を申し立て又は仲裁廷が命じた措置の執行を申し立てても、仲裁合意の違反又は権利放棄とみなされず、仲裁廷が有する当該権限も維持される。かかる申立ての提起及び裁判所がこれに対して取った全ての措置は、遅滞なく、当該一方の当事者により、事務局に通知されなければならない。事務局は、これを仲裁廷に通知しなければならない。

④ 本規則の施行日以降の仲裁合意による仲裁の場合において、仲裁廷の構成の前に緊急の保全及び暫定的処分を必要とするときは、一方の当事者は、別紙 3 に定める手続により、緊急の保全及び暫定的処分を求めることができる。

第 33 条 義務の懈怠

- ① 被申立人が十分な理由を疎明することができず、仲裁廷が定めた期間内に答弁書を提出することができない場合、仲裁廷は、手続の続行を命じなければならない。
- ② 当事者のうちある一方が、適法に審理への出席を求められたにもかかわらず、正当な理由なく出席しない場合、仲裁廷は、審理を進行する権限を有する。
- ③ 当事者が書面証拠の提出を適法に求められたにもかかわらず、正当な理由なく、定められた期間内にこれを履行しない場合、仲裁廷は、提出された証拠に基づき、仲裁判断を行うことができる。

第 34 条 仲裁申立ての取り下げ

- ① 申立人は、仲裁判断前までに、仲裁申立ての全部又は一部を、書面により、取り下げることができる。
- ② 仲裁廷の構成前までは、仲裁申立ての全部又は一部を取

り下げる旨の書面を事務局に提出することにより、仲裁申立てを取り下げることができる。ただし、被申立人が答弁書を提出した後は、被申立人の同意を得なければならず、仲裁申立取下書を被審人が受領した日から 30 日以内に被申立人が異議を提起しないときは、取り下げることにより同意したものとみなす。

- ③ 仲裁廷の構成後は、仲裁廷に対して仲裁申立取下の意思表示を行わなければならない。仲裁廷は、被申立人に対し、これに関する意見を陳述する機会を与えなければならない。被申立人が取り下げることにより同意せず、仲裁廷が被申立人に紛争の最終的な解決を求める正当な利益があると認める場合を除き、仲裁廷は、仲裁申立ての取下げを許可しなければならない。

第 5 章 仲裁判断

第 35 条 意思決定

仲裁人が複数であり、特定の争点につき合意することができない場合、判断又は決定は、仲裁人の過半数の決議に従う。かかる決議が成立しない争点については、議長たる仲裁人の決定に従う。

第 36 条 判断の形式及び効力

- ① 仲裁判断は、書面により行う。当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷は、仲裁判断に、その理由を記載しなければならない。
- ② 仲裁判断文には、判断日付を記載し、仲裁廷の全員が署名する。過半数に至らない一部の仲裁人が仲裁判断文に署名することを拒否し又は署名することができない場合には、他の仲裁人が、その事由を記載して署名しなければ

ならない。仲裁判断は、仲裁地において、仲裁判断文に記載された日付に、行われたものとみなす。

- ③ 全ての仲裁判断は、当事者らを拘束する。当事者らは、仲裁判断を遅滞なく履行しなければならない。

第 37 条 暫定仲裁判断、 中間仲裁判断及び一部仲裁判断

- ① 仲裁廷は、終局仲裁判断のみならず、暫定仲裁判断、中間仲裁判断又は一部仲裁判断を行うことができる。
- ② 一部仲裁判断の場合、仲裁廷は、相異なる争点に関し、その時点を異にして仲裁判断をすることができ、これは、本規則第 41 条に定める手続きにより、訂正される。仲裁廷が別段の明示をしない限り、一部判断も、判断されたときに直ちに個別的に執行することができる。

第 38 条 終局判断の期限

- ① 全ての当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷は、最終書面の提出日又は審理の終結日のうちいずれか遅い日から 45 日以内に、仲裁判断を下さなければならない。
- ② 事務局は、仲裁廷の要請に理由があり又は期限の延長が必要であると判断した場合には、職権により、終局仲裁判断の期限を延長することができる。

第 39 条 和解仲裁判断

本規則に従い仲裁申立てが受け付けられ、予納金が納付された後に、当事者らが和解に至った場合、仲裁廷は、一方の当事者の要請により、和解内容を記載した和解仲裁判断を下すことができる。当事者らが和解仲裁判断を求めない場合、当事者らが合意に至ったことを確認する書面を事務局に提出することにより、仲裁廷の任務は終了し、仲裁手続は終了する。ただし、当事者らは、未納となった仲裁費用を納付しなければならない。

第40条 仲裁判断の通知及び寄託

- ① 仲裁廷が下され、当事者ら又は一方の当事者が仲裁費用の全額を事務局に納付した場合に、事務局は、仲裁廷が署名した仲裁判断文を当事者に通知する。この通知がなされた時から、当事者らは、仲裁廷に対して別途の通知又は寄託を求める権利を失う。
- ② 仲裁廷及び事務局は、仲裁判断に追加的に求められる形式性を備えられるよう、当事者らを支援しなければならない。

第41条 仲裁判断の訂正及び解釈

- ① 仲裁廷は、仲裁判断後30日以内に仲裁廷の誤記、誤算、誤字などの誤謬を職権により訂正することができる。
- ② 当事者間に別段の合意がない限り、一方の当事者は、仲裁判断文の受領後30日以内に事務局に通知することにより、仲裁廷に対し、第1項の誤謬の訂正又は仲裁判断の解釈を求めることができる。訂正又は解釈は、その要請の受領後30日以内に、書面により行わなければならない。かかる訂正又は解釈は、仲裁判断の一部を構成する。

第42条 追加仲裁判断

当事者間に別段の合意がない限り、一方の当事者は、仲裁判断の受領後30日以内に、相手方当事者に対する通知とともに事務局に対する通知により、仲裁手続において提起したものの仲裁判断で判断が示されなかった請求についての追加仲裁判断を、仲裁廷に申し立てることができる。仲裁廷は、その申立てが正当であると判断した場合、申立書の受領日から60日以内に、追加仲裁判断を行わなければならない。

第6章 簡易手続

第43条 適用範囲

この章の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

1. 申立金額が5億ウォン以下である場合
2. 当事者間で、この章に定める簡易手続に従う旨の合意がある場合

第44条 反対申立ての期限及び申立・反対申立金額の増額

- ① 被申立人は、反対申立金額が5億ウォンを超える場合は、第9条第4項の提出期限内に、反対申立てを行わなければならない。この場合、当事者間で合意がない限り、この章の規定を適用しない。
- ② この章による簡易手続の進行中に、当事者の増額申立てにより申立金額又は反対申請金額が5億ウォンを超える場合には、この章の規定を適用しない。ただし、当事者間において、上記増額の後もこの章の手続に従う旨の合意があり、仲裁廷が既に構成されている場合において、その仲裁廷がこれを承認するときは、この限りでない。

第45条 仲裁人の選定

- ① 当事者間に別段の合意がない場合、本規則第12条の方法によらず、事務局が1人の仲裁人を選定する。
- ② 当事者らが仲裁合意を通じて3人の仲裁廷による旨を合意した場合、事務局は、当事者らに対し、単独仲裁廷によることを合意することを勧めることができる。

第46条 口頭審理手続

- ① 仲裁廷は、口頭審理の日時及び場所を決定し、口述、人

伝て、電話又は書面等を含む適切な方法により、当事者及び事務局に通知しなければならない。

- ② 口頭審理をする場合、口頭審理は、1回で終結することを原則とする。ただし、仲裁廷は、必要な場合、終結した審理を再開し、又は、審理終結後に追加書面の提出を求めることができる。

第47条 書面審理

- ① 当事者の間に別段の合意がなく、申立金額及び反対申立金額が、それぞれ5千万ウォン以下である場合、仲裁廷は、書面審理を行う。ただし、仲裁廷は、いずれかの当事者の申立て又は職権により、1回の口頭審理を行うことができる。
- ② 仲裁廷は、書面提出の期間及び方法に関し、適切な手続を設けなければならない。

第48条 仲裁判断

- ① 仲裁廷は、仲裁廷が構成された日から6箇月以内に、仲裁判断を行わなければならない。ただし、事務局は、仲裁廷の要請に基づき又は職権により必要と認めた場合、仲裁判断期間を延長することができる。
- ② 当事者間において別段の合意がない限り、仲裁廷は、その仲裁判断の根拠となる理由の要旨を記載しなければならない。

第49条 準用

この章に定めのない事項は、本規則の他の定めを準用する。

第7章 費用

第50条 仲裁費用の納付義務

- ① 仲裁費用は、「申立料金・管理料金に関する規程（別紙Ⅰ）」及び「仲裁人の報酬及び費用に関する規程（別紙Ⅱ）」に基づく申立料金、管理料金、仲裁人の報酬及び経費並びに仲裁手続において発生するその他経費により構成される。
- ② 当事者らは、連帯して、事務局に仲裁費用を納付しなければならない。
- ③ 本規則第20条に従い申立てが変更され、紛争金額が減額される場合であっても、管理料金及び仲裁人報酬は、返還しない。

第51条 仲裁費用の予納

- ① 当事者らは、手続において発生する仲裁費用を充当するために、事務局が定めた方法及び期間に従い、事務局が定めた予納金を納付しなければならない。この場合、予納金は、仲裁手続中いつでも変更することができる。
- ② 事務局は、予納金又は追加予納金の金額を決定し、各当事者に予納金として一定額を預けることを求めなければならない。
- ③ 当事者らの別段の合意がない限り、予納金は、申立人と被申立人が均分して納付する。納付は、現金で行う。
- ④ 申立人又は被申立人が数人である場合、当該数人の当事者は、当該申立人又は被申立人の全員のために連帯して予納する責任を負う。この場合、費用は、当該当事者らが別段の合意をしない限り、均分して納付する。
- ⑤ 一方の当事者が第1項ないし第4項による予納を行わない場合、事務局は、仲裁廷と協議したうえ、仲裁手続の中止又は終了を命じることができる。
- ⑥ 一方の当事者が予納金のうち、自らの負担部分を納付し

ない場合、相手方当事者は、予納金全額を納付することができる。この場合、全額を納付した当事者は、暫定仲裁判断、中間仲裁判断又は一部仲裁判断により相手方当事者にその負担部分を支払うことを命じることを、仲裁廷に求めることができる。

- ⑦ 事務局は、仲裁手続の終了後、予納金を精算し、これを納付した当事者に対し、その残額を返還しなければならない。
- ⑧ 予納金から発生した利息は、返還しない。

第 52 条 仲裁費用の負担

- ① 管理料金を含む仲裁費用は、原則として、敗訴した当事者の負担とする。しかし、仲裁廷は、事件の状況を考慮し、裁量により、かかる費用を当事者らに分担させることができる。
- ② 仲裁廷は、仲裁判断を下す時に仲裁費用を定めなければならない。ただし、暫定仲裁判断、中間仲裁判断及び一部仲裁判断の場合は、費用に関する決定を終局仲裁判断時まで延期することができる。

第 53 条 当事者が負担した費用

弁護士費用又は専門家、通訳、証人のための費用など、仲裁手続中に当事者が負担する必要費用は、仲裁判断により仲裁廷が決定する分担割合によって、当事者が負担する。当事者の別段の合意がない限り、仲裁廷は、その事案の諸事情を考慮し、仲裁手続中に発生した必要費用を当事者が分担するよう決定する。

第 8 章 その他

第 54 条 期限の変更

当事者らは、書面合意により、本規則に定める期限を変更するこ

とができる。仲裁廷は、適切であると判断する場合、仲裁判断期限を除いては、本規則に定めた全ての期限を延長することができる。仲裁廷は、事務局を通じて、期限の延長及びその理由を、当事者に通知しなければならない。

第 55 条 放棄

本規則の規定、仲裁合意、仲裁手続に適用される他の規則又は仲裁廷の指示が遵守されていないことを知りながら、それに対して直ちに異議を述べず、手続を続けて進行した当事者は、異議を述べる権利を放棄したものとみなす。

第 56 条 免責

仲裁人及び事務局の役職員は、本規則に基づきなされた仲裁に関する作為又は不作為につき、故意又は無謀な行為に該当しない限り、責任を負わない。

第 57 条 秘密保持

- ① 仲裁手続及びその記録は、公開しない。
- ② 仲裁人、緊急仲裁人、事務局の役職員並びに当事者、その代理人及び補佐者は、当事者間において合意され又は法律上若しくは訴訟手続において要求される場合を除いては、仲裁事件に関する事実又は仲裁手続を通じて知り得た事実を公開してはならない。
- ③ 第 1 項及び第 2 項の定めにかかわらず、仲裁判断文に関しては、事務局が当事者の名称、人名、地名、日時その他当事者及び事件についての具体的な情報を示す事項を削除して公開することができる。ただし、事務局が定めた期間内に当事者の明示的な反対の意思表示がある場合には、この限りではない。

附 則

- ① (施行日) 本規則は、2007年2月1日から施行する。
- ② 本規則の施行前に既に仲裁手続が開始された事件については、仲裁院の仲裁規則に従って進行する。ただし、当事者の合意により、その後の手続を本規則によって行うことができる。当事者らの間でこのような合意がある場合、仲裁院の仲裁規則によって既に行われた手続はその効力を失わない。

附 則

- ① (施行日) 本規則は、2011年9月1日から施行する。
- ② (仲裁が進行中の事件に対する経過措置) 本規則の施行当時、仲裁手続が進行している事件については、従前の規定による。ただし、当事者が本規則による旨の合意をした場合は、合意後の手続について本規則を適用するが、本規則の施行前に従前の規定によって行った行為の効力には影響を及ぼさない。
- ③ (適用例) 本規則は、施行日以降、本規則第3条に定める当事者間の仲裁合意が行われた仲裁について適用する。

附 則

- ① (施行日) 本規則は、2016年6月1日から施行する。

- ② (仲裁が進行中の事件に対する経過措置) 本規則の施行当時、仲裁手続が進行している事件については、従前の規定による。ただし、当事者が本規則による旨の合意をした場合は、合意後の手続について本規則を適用するものとし、本規則の施行前に従前の規定により行った行為の効力に影響を及ぼさない。
- ③ (適用例) 本規則第3条第1項に該当する仲裁合意がある場合、仲裁手続の開始当時に施行していた規則を適用する旨で合意したものとみなす。ただし、当事者らが明示的に仲裁合意当時に施行していた規則を適用する旨を合意した場合は、その規則を適用し、本規則第21条及び第31条第4項は、本規則の施行日以降の仲裁合意による仲裁についてのみ適用する。

別紙1. 申立料金・管理料金に関する規程

第1条 申立料金

- ① 申立人は、申立書を提出する際、申立料金として、100万ウォンを納付しなければならない。ただし、申立金額が事務局が定める一定金額以下である場合には、申立料金を免除することができる。
- ② 申立人が申立料金を納付しない場合、仲裁院は、仲裁手続を進行しない。
- ③ 申立料金は、返還しない。
- ④ 前3項の規定は、反対申立てにも適用される。

第2条 管理料金

- ① 当事者は、下記の表のとおり、紛争金額による管理料金を事務局に予納しなければならない。

区分	紛争金額 (ウォン)	管理料金 (ウォン)
I	10,000,000以下	2% (最低5万ウォン)
II	10,000,000超 50,000,000以下	200,000+(紛争金額-10,000,000)×1.5%
III	50,000,000超 100,000,000以下	800,000+(紛争金額-50,000,000)×1.0%
IV	100,000,000超 5,000,000,000以下	1,300,000+(紛争金額-100,000,000)×0.5%
V	5,000,000,000超 10,000,000,000以下	25,800,000+(紛争金額-5,000,000,000)×0.25%
VI	10,000,000,000超	38,300,000+(紛争金額-10,000,000,000)×0.2%
VII	金額がない場合	3,000,000

1. 管理料金は、最大1億5千万ウォンを上限額とする。
2. 事務局は、上記の料率を超えない範囲内において、実行料率を調整することができる。

① 紛争金額は、次の各号によって算定する。

1. 申立金額と反対申立金額は、合算する。
2. 利息に対する申立金額は、算入しない。ただし、利息の申立金額が元金申立金額より多い場合は、利息申立金額のみを紛争金額の算定に考慮する。
3. 紛争金額が明確でない場合、事務局は、諸事情を考慮して紛争金額を決定することができる。

③ 終局仲裁判断が示される前に事件が解決又は撤回される場合、事務局は、内部規程に従い、管理料金の一部を返還する。

第3条 緊急仲裁人手続の管理料金

- ① 本規則の別紙3に基づき緊急仲裁人による緊急処分を申し立てる当事者は、申立書の提出時に、金300万ウォンの管理料金を事務局に予納しなければならない。
- ② 申立人が緊急仲裁人の選定前に緊急処分の申立てを取り下げた場合、事務局は、管理料金の全額を申立人に返還する。

別紙2. 仲裁人の報酬及び経費に関する規程

第1条 仲裁人の報酬

- ① 別段の合意がない限り、仲裁人の報酬は、事務局が紛争の性格及び紛争金額、仲裁人が仲裁に要した時間等を考慮し、下記の表の下限額と上限額の間で決定する

	紛争金額 (ウォン)	仲裁人報酬 (ウォン)	
		下限	上限
I	50,000,000以下	1,000,000	2,000,000
II	50,000,000超 100,000,000以下	1,000,000 + 1% × (紛争金額-50,000,000)	2,000,000 + 5% × (紛争金額-50,000,000)
III	100,000,000超 500,000,000以下	1,500,000 + 0.75% × (紛争金額-100,000,000)	4,500,000 + 3% × (紛争金額-100,000,000)
IV	500,000,000超 1,000,000,000以下	4,500,000 + 0.5% × (紛争金額-500,000,000)	16,500,000 + 2.8% × (紛争金額-500,000,000)
V	1,000,000,000超 5,000,000,000以下	7,000,000 + 0.25% × (紛争金額-1,000,000,000)	30,500,000 + 1% × (紛争金額-1,000,000,000)
VI	5,000,000,000超 10,000,000,000以下	17,000,000 + 0.04% × (紛争金額-5,000,000,000)	70,500,000 + 0.2% × (紛争金額-5,000,000,000)
VII	10,000,000,000超 50,000,000,000以下	19,000,000 + 0.025% × (紛争金額- 10,000,000,000)	80,500,000 + 0.1% × (紛争金額- 10,000,000,000)
VIII	50,000,000,000超 100,000,000,000以下	29,000,000 + 0.015% × (紛争金額- 50,000,000,000)	120,500,000 + 0.07% × (紛争金額- 50,000,000,000)
IX	100,000,000,000超	36,500,000 + 0.007% × (紛争金額- 100,000,000,000)	155,500,000 + 0.03% × (紛争金額- 100,000,000,000)

- ② 紛争金額の算定においては、別紙1第2条第2項を準用する。

- ③ 終局仲裁判断が示される前に事件が解決又は撤回された場合、事務局は、内部規程に従い仲裁人の報酬を支払う。

第2条 仲裁人の経費

仲裁人の経費は、手続において発生する必要費として、旅行、宿泊、食事その他の経費を含み、仲裁手続に必要な限りにおいて発生した実際の経費を意味する。

第3条 緊急仲裁人の報酬

- ① 緊急仲裁人の報酬は、金 1,500万ウォンとする。
- ② 緊急仲裁人が緊急処分に関する決定を下す前に手続きが終了した場合において、審理期日の進行有無など諸事情を考慮して適切であると判断されるときは、事務局は、緊急仲裁人の報酬を減額することができる。この場合、事務局は、減額された報酬に関し、緊急仲裁人に遅滞なく告知しなければならない。

別紙3. 緊急仲裁人による緊急処分

第1条 緊急処分の申立て

- ① 本規則第 32条に従い緊急の保全及び暫定的処分を求めようとする一方の当事者は、仲裁申立てと同時に、又は、仲裁申立て後、仲裁廷が構成される前に、緊急仲裁人による緊急の保全及び暫定的処分（以下、「緊急処分」という。）を事務局に書面により申し立てることができる。
- ② 緊急処分申立書には、次の各号の事項を記載しなければならない。
 1. 申立人が知る範囲内において、申立人及び被申立人の氏名、住所、国家番号及び地域番号を含む電話番号及びファックス番号並びに電子メールアドレス
 2. 申立人が知る範囲内で、代理人らの氏名、住所、国家番号及び地域番号を含む電話番号及びファックス番号並びに電子メールアドレス
 3. 紛争の概要
 4. 当事者が求める緊急処分の内容
 5. 援用する仲裁合意
 6. 緊急処分の必要性を裏付ける具体的な事実

- ③ 緊急処分申立書には、仲裁申立書及び仲裁合意の写しを添付しなければならない。
- ④ 申立人が代理人を選任して緊急処分を申し立てる場合は、委任状を添えて提出しなければならない。
- ⑤ 申立人は、緊急処分申立書を提出する時、別紙1第3条による管理料金とともに、別紙2. 第3条に定める緊急仲裁人の報酬を予納しなければならない。
- ⑥ 申立人が第5項による金額を全額予納しない場合、事務局は、緊急処分の申立てがなかったものとみなす。
- ⑦ 緊急処分申立書が提出された場合には、本規則第4条第1項及び第8条第6項を準用する。

第2条 緊急仲裁人の選定

- ① 緊急仲裁人の数は、1人とし、事務局がこれを選定する。
- ② 緊急仲裁人は、常に公正性と独立性を維持しなければならない。公正性又は独立性に関して正当な疑いを生じさせるおそれのある事由がある者は、緊急仲裁人として選定されることができない。
- ③ 緊急仲裁人は、選定後直ちに、自己の公正性及び独立性に関して疑いを生じさせるおそれのないことを明示する公正性・独立性に関する陳述書及び就任受諾書を事務局に提出しなければならない。
- ④ 事務局は、受理された緊急処分申立書が別紙3第1条の各要件を満たし、緊急仲裁人を選定することが適切であると判断した場合は、申立書を受付けた日から2営業日以内に緊急仲裁人を選定するよう努めなければならない。
- ⑤ 事務局が緊急仲裁人を選定したときは、遅滞なく、当事者らに対し、緊急仲裁人の選定通知書を送付しなければならない。この場合、事務局は、就任受諾書及び公正性・独立性に関する陳述書の写しを添付して送付しなければならない。
- ⑥ 一方の当事者は、本規則第14条に従い事務局に忌避申立てを裏付ける事実及び状況を記載した忌避申立書を書面により提出することにより、緊急仲裁人に対する忌避

申立てを行うことができる。当事者は、選定通知書を受領した日又は当事者が緊急仲裁人の公正性又は独立性に対する正当な疑いを生じさせるおそれがある事実を知った日のいずれか遅い日から2営業日以内に、事務局に忌避申立書を提出しなければならない。事務局は、忌避申立てに対する決定を行わなければならない。

- ⑦ 緊急仲裁人の権限が終了した以降は、当事者は、緊急仲裁人に対する忌避申立てを行うことができず、既に提起された申立てによって継続中の忌避手続は終了する。
- ⑧ 緊急仲裁人の選定、交替、解任については、規則第10条第4項を準用する。

第3条 緊急仲裁人の権限

- ① 緊急仲裁人は、第32条第1項により適切であると思われる緊急処分を下し、これを変更、停止又は取消することができる。
- ② 緊急仲裁人は、選定された後、2営業日以内に緊急処分手続の日程表を作成しなければならない。
- ③ 緊急仲裁人は、必要な場合、審理期日を開くことができ、電話会議又は書面提出を審理期日に代えることができる。
- ④ 緊急仲裁人は、自らが選定された日から15日以内に、緊急処分に対する決定を下さなければならない。緊急仲裁人は、この期限を延長することができない。ただし、事務局は、全ての当事者の合意がある場合又は事件が複雑であり若しくはその他やむを得ない事由がある場合、その期限を延長することができる。
- ⑤ 当事者らは、緊急仲裁人が決定を下した緊急処分に拘束され、これを履行しなければならない。緊急処分は、仲裁廷が構成された時点で仲裁廷が下した保全及び暫定的処分とみなされる。緊急処分は、仲裁廷が別紙第3条第2項により緊急処分を変更、停止又は取消するまで効力を有する。
- ⑥ 緊急処分は、次の各号のいずれかに該当する場合、効力を失う。
 - 1. 緊急処分が下された時から3ヶ月以内に仲裁廷が構成されていない場合、又は

2. 仲裁申立ての撤回、仲裁費用の予納の不履行など仲裁手続の進行が必要でなく若しくは不可能であるため、仲裁手続が終了した場合

- ⑦ 緊急仲裁人の権限は、仲裁廷が構成された時に終了する。
- ⑧ 緊急仲裁人は、当事者らが書面で合意しない限り、当該紛争の仲裁人になることができない。

第4条 仲裁廷による承認、変更、停止及び取消

- ① 緊急処分に対する緊急仲裁人の決定は、仲裁廷を拘束しない。
- ② 仲裁廷は、緊急処分の全部又は一部を承認、変更、停止又は取消することができる。

第5条 準用規定

緊急仲裁人及び緊急処分の性質に反しない限り、緊急仲裁人及び緊急処分手続については、本規則の条項を準用する。

本「大韓商事仲裁院 国際仲裁規則」日本語版は、国際仲裁実務会、Lee&Ko法律事務所及び法務法人和友による翻訳作業、並びに西村あさひ法律事務所の監修作業を経て、作成されました。ご協力くださった皆さまに、感謝申し上げます。

なお、日本語版と韓国語版の間に齟齬が生じた場合には、韓国語版が優先します。

大韓商事仲裁院

本部

ソウル市江南区永東大路511, 43階(三成洞トレードタワー)

TEL: 82-2-551-2000, FAX: 82-2-551-2020

www.kcab.or.kr
